

議第56号

草津市立なごみの郷条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 渉

## 草津市立なごみの郷条例の一部を改正する条例

草津市立なごみの郷条例（平成12年草津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定管理者をいう。」の右に「以下同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 第6条から第8条までの規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第9条の見出し中「等」を削る。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

### （利用料金）

第10条 第4条第1項の規定により市長が指定管理者になごみの郷の管理を行わせる場合は、第9条第1項の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者になごみの郷の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。
- 3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。
- 4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、または免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表中「第9条第1項」の右に「、第10条第2項」を加え、「高校生以上」を「15歳以上の者（中学生を除く。）」に改める。

### 付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「高校生以上」を「15歳以上の者（中学生を除く。）」に改める部分に限る。）は、平成26年7月1日から施行する。